

# 上井草診療所（通所リハビリテーション）重要事項説明書

令和6年6月1日

## 1、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3394-6667（午前9時～午後5時まで）  
担当 森 類 ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

## 2、上井草診療所デイケアの概要

### (1) サービス提供を実施する事業所と提供対象地域について

名称	上井草診療所デイケア
介護保険事業所番号	1371502301
所在地	東京都杉並区今川3-30-10
サービス提供対象地域	杉並区、練馬区にお住まいの方 ※上記以外の場合でもご希望の方はご相談ください

### (2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤
医師	1名	3名
理学療法士	1名	0名
作業療法士	0名	0名
看護師	0名	3名
介護福祉士	1名	0名
介護職員（実務者）	1名	0名
介護職員（初任者）	1名	0名

### (3) 同事業所の設備の概要

定員	20名	機能訓練室	1室16.8㎡
食堂兼機能訓練室	1室73.9㎡	送迎車	2台

### (4) 営業時間

月 火 水 木 金曜日	午前8時50分から午後5時20分
定休日	日、祝日、年末年始12月30日～1月4日

## 3、サービス内容

- 送迎→利用者の自宅まで巡回式で送迎いたします。
- 食事→昼食は健康宅配業者の健康弁当を提供します。ご利用の際は別途料金がかかります。
- 機能訓練→理学療法士、作業療法士が利用者の状況に応じた訓練を行います。
- 生活相談→日常生活上のお世話について、スタッフ一同が相談・指導を行います。
- 健康チェック→看護師等がご利用当日の健康チェックと記録を致します。
- サービス提供の記録→通所リハビリテーション事業に関する法令に従い、サービス提供の内容を記録し、保管いたします。

## 4、利用料金

- 利用料金は【契約書別紙】にてご説明いたします。
- キャンセル料  
当日お休みされた場合に限り食事代相当分として770円（税込み）いただきます。
- 支払い方法  
お支払は郵便局口座振替でお願いします。口座振替ができない方は月謝袋での集金とします。  
料金引き落としあるいは集金でのお支払い確認後、領収証を発行いたします。

## 5、サービスの利用方法

- サービスの利用開始  
まずは、お電話でお申込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。  
通所リハビリテーション計画作成のため、当事業所の専門医に受診していただきます。  
それと同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。  
※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。
- サービスの終了
  - ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービス終了を希望する日の1週間前までに文書または口頭でお伝えください。
  - 当所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
  - 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に終了します。
    - ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
    - 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
    - ご利用者様がお亡くなりになった場合
  - その他
    - 当事業所が正当な理由なくしてサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当生協が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
    - ご利用者様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告にもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またご利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
    - まれに、利用者様、ご家族の方から、職員に対して贈答品が届く場合がございますが、謹んでご遠慮させていただいております。

## 6、当事業所の通所リハビリテーションの特徴

### (1) 運営の方針

上井草診療所、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、指定居宅介護支援事業所等を、一体的に運営し、総合的に利用者様へのサービスを提供します。

### (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護員の有無	有	
時間延長の可否	否	
従業員への研修の実施	有	年1回以上研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

## 7、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の急変があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先(TEL)	
ご家族	氏名	①                                  ②                                  ③
	連絡先(TEL)	

## 8、非常災害対策

- ・防災時の対応・・・別途定める「上井草診療所消防計画」にのっとり対応をおこないます。
- ・防火設備・・・自動火災報知機、非常通報設備など
- ・防災訓練・・・別途定める「上井草診療所消防計画」にのっとり年2回昼間を想定した消防訓練を実施します。
- ・防火責任者・・・金田 志保

## 9、高齢者虐待防止の対応

利用者の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ② 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10、業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業員に対して業務継続計画を周知するとともに必要な研修・訓練を定期的に行います。

業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 11、サービス内容に関する苦情

### ① 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 森 類      電話 3394-6667

### ② 当事業所以外の相談・苦情窓口等

杉並区介護保険相談窓口

電話 03-3393-3754

練馬区介護相談窓口

電話 03-3993-1111

国保連合会介護相談窓口

電話 03-6238-0177（直通）

## 12、当生協の概要

名称・法人種別                  東京西部保健生活協同組合

代表者役職・氏名              理事長    吉岡 尚志

本部所在地・電話番号        杉並区和田 2-22-2      電話 03-3381-0877

定款の目的に定めた事業

1. 組合員に対する医療に関する事業
2. 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて、組合員に利用させるもの
3. 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
4. 組合員の生活改善および文化の向上を図る事業
5. 組合員および組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業
6. 受託して行う組合員の生活の共済を図る事業
7. 前各号の事業に附帯する事業

施設・拠点地等

診療所                                  3ヶ所

訪問看護ステーション              1ヶ所

訪問介護ステーション              1ヶ所

指定居宅介護支援事業所            2ヶ所

通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

所在地    杉並区今川 3-30-10

事業者    上井草診療所デイケア

印

説明者    氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

令和    年    月    日

利用者    住所

氏名

代理人    住所

氏名

# 上井草診療所（介護予防通所リハビリテーション）重要事項説明書

令和6年6月1日

## 3、当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-3394-6667（午前9時～午後5時まで）  
担当 森 類 ※ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

## 4、上井草診療所デイケアの概要

### (1) サービス提供を実施する事業所と提供対象地域について

名称	上井草診療所デイケア
介護保険事業所番号	1371502301
所在地	東京都杉並区今川3-30-10
サービス提供対象地域	杉並区、練馬区にお住まいの方 ※上記以外の場合でもご希望の方はご相談ください

### (2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤
医師	1名	3名
理学療法士	1名	0名
作業療法士	0名	0名
看護師	0名	3名
介護福祉士	1名	0名
介護職員（実務者）	1名	0名
介護職員（初任者）	1名	0名

### (3) 同事業所の設備の概要

定員	20名	機能訓練室	1室16.8㎡
食堂兼機能訓練室	1室73.9㎡	送迎車	2台

### (4) 営業時間

月 火 水 木 金曜日	午前8時50分から午後5時20分
定休日	日、祝日、年末年始12月30日～1月4日

## 3、サービス内容

- 送迎→利用者の自宅まで巡回式で送迎いたします。
- 食事→昼食は健康宅配業者の健康弁当を提供します。ご利用の際は別途料金がかかります。
- 機能訓練→理学療法士、作業療法士が利用者の状況に応じた訓練を行います。
- 生活相談→日常生活上のお世話について、スタッフ一同が相談・指導を行います。
- 健康チェック→看護師等がご利用当日の健康チェックと記録を致します。
- サービス提供の記録→通所リハビリテーション事業に関する法令に従い、サービス提供の内容を記録し、保管いたします。

## 4、利用料金

- 利用料金は【契約書別紙】にてご説明いたします。
- キャンセル料  
当日お休みされた場合に限り食事代相当分として770円（税込み）いただきます。
- 支払い方法  
お支払は郵便局口座振替でお願いします。口座振替ができない方は月謝袋での集金とします。  
料金引き落としあるいは集金でのお支払い確認後、領収証を発行いたします。

## 5、サービスの利用方法

- サービスの利用開始  
要支援1・2の認定を受けられた方は、お近くのケア24にご相談ください。  
通所リハビリテーション計画作成のため、当事業所の専門医に受診していただきます。  
それと同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。
- サービスの終了
  - ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合  
サービス終了を希望する日の1週間前までに文書または口頭でお伝えください。
  - 当所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
  - 自動終了  
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的に終了します。
    - ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
    - 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
    - ご利用者様がお亡くなりになった場合
  - その他
    - 当事業所が正当な理由なくしてサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当生協が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
    - ご利用者様が、サービス料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告にもかかわらず14日以内に支払わない場合、ご利用者様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またご利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。
    - まれに、利用者様、ご家族の方から、職員に対して贈答品が届くことがございますが、謹んでご遠慮させていただいております。

## 6、当事業所の介護予防通所リハビリテーションの特徴

### (1) 運営の方針

上井草診療所、訪問看護ステーション、訪問介護ステーション、指定居宅介護支援事業所等を、一体的に運営し、総合的に利用者様へのサービスを提供します。

### (2) サービス利用のために

事項	有無	備考
男性介護員の有無	有	
時間延長の可否	否	
従業員への研修の実施	有	年1回以上研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	

## 7、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の急変があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先(TEL)	
ご家族	氏名	② ② ③
	連絡先(TEL)	

## 8、非常災害対策

- ・防災時の対応・・・別途定める「上井草診療所消防計画」にのっとり対応をおこないます。
- ・防火設備・・・自動火災報知機、非常通報設備など
- ・防災訓練・・・別途定める「上井草診療所消防計画」にのっとり年2回昼間を想定した消防訓練を実施します。
- ・防火責任者・・・金田 志保

## 9、高齢者虐待防止の対応

利用者の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ③ 研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- ④ 従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10、業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。また、従業員に対して業務継続計画を周知するとともに必要な研修・訓練を定期的に実施します。

業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 11、サービス内容に関する苦情

### ③ 当センターご利用者相談・苦情担当

担当 森 類 電話 3394-6667

### ④ 当事業所以外の相談・苦情窓口等

杉並区介護保険相談窓口

電話 03-3393-3754

練馬区介護相談窓口

電話 03-3993-1111

国保連合会介護相談窓口

電話 03-6238-0177（直通）

## 12、当生協の概要

名称・法人種別 東京西部保健生活協同組合

代表者役職・氏名 理事長 吉岡 尚志

本部所在地・電話番号 杉並区和田 2-22-2 電話 03-3381-0877

定款の目的に定めた事業

8. 組合員に対する医療に関する事業

9. 高齢者、障害者等の福祉に関する事業であつて、組合員に利用させるもの

10. 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業

11. 組合員の生活改善および文化の向上を図る事業

12. 組合員および組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

13. 受託して行う組合員の生活の共済を図る事業

14. 前各号の事業に附帯する事業

施設・拠点地等

診療所 3ヶ所

訪問看護ステーション 1ヶ所

訪問介護ステーション 1ヶ所

指定居宅介護支援事業所 2ヶ所

介護予防通所リハビリテーションの提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

所在地 杉並区今川 3-30-10

事業者 上井草診療所デイケア

印

説明者 氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護予防通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名